

法人指導監査の概要

令和3年8月31日現在

名 称	兼愛会		
所 在 地	横浜市緑区三保町171		
実施年月日	令和2年11月17日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 ・評議員会の記録の作成（保存）が適正に行われていませんでした。 ・評議員会の決議が適正に行われていませんでした。 ・理事会の議事録の作成（保存）が適正に行われていませんでした。 ・役員等の報酬等の額が適正に定められていませんでした。 ・役員等の報酬等支給基準が適正に定められていませんでした。 ・会計監査人の選任が適正に行われていませんでした。 ・会計帳簿が適正に整備されていませんでした。			改善済 改善済 改善済 改善中 改善中 改善済 改善中

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。